

庁議記録（令和4年1月20日開催分）

《審議事項》

◆会計年度任用職員の期末手当の支給割合の引き上げ及び特殊勤務手当に相当する報酬の支払規定の新設について

（市長公室）

市の会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、国の推奨する「常勤職員と同じ」とするため、令和4年度から毎年0.1月ずつ段階的に引き上げることとする。

また、市の会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の支払規定がないため、会計年度任用職員が新型コロナウイルス感染症に関する業務や動物の死体処理などの特殊勤務にあたることを想定し、特殊勤務手当（フルタイム）及び当手当に相当する報酬（パートタイム）を支給する規定を新たに設けることとする。

【庁議での意見】

○地方交付税の算定に含まれているかを確認し、含まれていないのであれば国へ要望していくようにすること。

《その他事項》

◆住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業について

（福祉部）

住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付する。対象となるのは、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯が約9,000世帯、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）が約630世帯の見込み。2月中下旬に確認書の発送や申請受付を開始し順次振り込みを行う予定。

◆債権回収事務における債務関係者への債権請求について

（総務部）

債権回収事務においては、債務者へ早めに連絡することで、滞納が少額のうちであれば対応も可能となってくる。法令や可見市債権管理マニュアル等を再度確認し、適切な債権請求の徹底をお願いするもの。収納課では債権所管課毎に徴収アドバイザーを設置し、また弁護士による債権管理相談を毎月行っているため、早めの相談を行うこと。

【庁議での意見】

○連帯保証人に対する対応についても債権管理マニュアルに含め、担当で対応が変わらないようにすること。